

# 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

青森県立大間高等学校

# 目次

1 学校いじめ防止基本方針について（理念）	p 2
2 いじめとは	p 2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの構造と動機	
3 いじめの認知について	p 3
4 いじめの防止について	p 3
(1) いじめのきっかけと背景	
(2) 担当ごとの取組	
5 いじめの早期発見について	p 4
(1) いじめを受けている生徒といじめを行っている生徒のサイン	
(2) 教室、家庭でのサイン	
(3) 担当ごとの取組	
6 いじめへの対応について	p 6
(1) 生徒への対応	
(2) 関係集団への対応	
(3) 保護者への対応	
(4) いじめの認知（いじめ防止委員会）	
(5) いじめ対策委員会の開設	
7 いじめの解消と事後指導	p 7
(1) いじめの解消	
(2) 継続的な指導・支援と解消後の事後指導	
8 重大事態への対応について	p 8
(1) いじめの重大事態とは	
(2) 重大事態の調査	
(3) 調査結果の提供及び報告	
9 評価	p 9
(1) 学校評価への位置づけ	
(2) いじめに関する評価項目について－1－	
資料1 校内体制	p 10
資料2 いじめへの組織対応（重大事態以外）	p 11
資料3 重大事態対応フロー	p 12
資料4 大間高校いじめ防止年間プログラム	p 13
資料5 いじめの早期発見のチェックリスト	p 14
資料6 いじめ重大事態に関わるチェックリスト	p 15

## 1 学校いじめ防止基本方針について（理念）

いじめは「絶対に許されない」、「どの生徒にも起こりうる」という共通認識をもち、全ての生徒が互いに理解しあい、生命や人権を尊重して、明るく健やかに学校生活を送れるよう、関係者が一体となり、継続的に取り組まなければならない。この理念のもと、我々は「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

## 2 いじめとは

### （1）いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 囲みの部分はいじめ防止対策推進法の条文である。

- ①法の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う必要がある。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする必要がある。例えばいじめられいても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こったときのいじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認するとともに表面のみにとらわれることなく、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ②いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- ③「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ④「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。  
例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ⑤いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を情報共有することは必要となる。

### （2）いじめの構造と動機

- ①いじめの構造  
いじめは、「いじめを受ける生徒」、「いじめを行う生徒」だけでなく、「観衆」（はやし立てたり面白がったりする存在）や「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与えている存在）などの周囲の生徒がいる場合が多い。
- ②いじめの動機  
いじめの動機には以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

※ 囲みの部分は東京都立研究所の要約の引用である。

### ③いじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・けんかをしたり、ふざけ合う。

## 3 いじめの認知について

2（1）のいじめ防止対策推進法第2条第1項に基づき、以下の4つの要素が認められた場合に、いじめとして認知する。

- ・行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も生徒であること。
- ・AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ・AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ・当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

## 4 いじめの防止について

### （1）いじめのきっかけと背景

いじめの衝動を発生させる原因には、以下のものがある。

- ①心理的ストレス
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤いじめの被害者となることへの回避感情

### （2）担当ごとの取組

- ①学級担任等
  - i) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
  - ii) 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
  - iii) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ②養護教諭
  - i) 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ③生徒指導担当教員
  - i) いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
  - ii) 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
  - iii) いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）。

- ④ハートフルリーダー
  - i) ネットいじめについての正しい理解をさせる。
  - ii) 生徒に対する情報モラル教育を一層充実させるとともに、保護者に対する啓発活動に取り組む。
  - iii) いじめに関する研修会等へ参加し、教員へ情報を確実に伝える。
- ⑤管理職
  - i) 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
  - ii) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
  - iii) 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

## 5 いじめの早期発見について

いじめの疑いがある行為には、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持つ。

### (1) いじめを受けている生徒といじめを行っている生徒のサイン

#### ①いじめを受けている生徒のサイン

場面	サイン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りに教材等が散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

#### ②いじめを行っている生徒のサイン

サイン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

### (2) 教室、家庭でのサイン

#### ①教室でのサイン

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。

机や椅子、教材等が乱雑になっている。

## ②家庭でのサイン

### サイン

学校や友人のことを話さなくなる。  
友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。  
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。  
電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。  
受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。  
不審な電話やメールがあったりする。  
遊ぶ友達が急に変わる。  
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。

理由のはっきりしない衣服の汚れがある。  
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。  
登校時刻になると体調不良を訴える。  
食欲不振・不眠を訴える。

学習時間が減る。  
成績が下がる。

持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。  
自転車がよくパンクする。  
家庭の品物、金銭がなくなる。  
大きな額の金銭を欲しがる。

## (3) 担当ごとの取組

### ①学級担任等

- i) 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ii) 個人面談や家庭訪問の機会を活用し教育相談を行う。

### ②養護教諭

- i) 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

### ③いじめ防止対策委員

- i) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ii) 保健室やスクールカウンセラー等による相談室利用、電話相談窓口について周知する。
- iii) 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

### ④ハートフルリーダー

- i) アンケート結果を集計・分析し、報告書を作成し、管理職に提出する。
- ii) いじめ防止委員会を開催し、情報共有をおこなう。

### ⑤管理職

- i) 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ii) 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

## 6 いじめへの対応について

### (1) 生徒への対応

#### ①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解しつつ、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援し、いじめの解消に向けて支援することが重要である。

- i) 安心・安全を確保する。
- ii) 心のケアを図る。
- iii) 今後の対策について、共に考える。
- iv) 活動の場所を設定し、認め、励ます。
- v) 温かい人間関係をつくる。

#### ②いじている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- i) いじめの事実を確認する。
- ii) いじめの背景や要因の理解に努める。
- iii) いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- iv) 今後の生き方を考えさせる。
- v) 必要がある場合は懲戒を加える。

## (2) 関係集団への対応

被害生徒・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成しようとするのが大切である。

- ① 自分の問題として捉えさせる。
- ② 望ましい人間関係づくりに努める。
- ③ 自己有用感を持てる集団づくりに努める。

## (3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- i) じっくり話を聞く。
- ii) 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- iii) 親子のコミュニケーションを大切にするなど協力を求める。

② いじている生徒の保護者に対して事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- i) いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ii) 生徒や保護者の心情に配慮する。
- iii) 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- iv) 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など教員が間に入って関係調整が必要となる場合があり、管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

- i) 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感を丁寧に聞き、寄りそう態度で臨む。
- ii) 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

## (4) いじめの認知（いじめ防止対策委員会）

いじめ防止対策委員会を開設し、情報を共有し、事実を確認する。いじめとして認知した場合は対策を協議する。

## (5) いじめ対策委員会の開設

- ① 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）。
- ② 必要に応じて、教育委員会や関係機関等との連携を図る。
- ③ 事案に合わせた指導・支援内容を組織として決定する。
- ④ 指導・支援に関わる情報は適切に記録し、5年間保管する。

## 7 いじめの解消と事後指導

### (1) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続している状態。「相当の期間」とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた

生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態。  
上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察する。

## (2) 継続的な指導・支援と解消後の事後指導

- ①教職員は、いじめに係る行為が止んでから相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ②いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

## 8 重大事態への対応について

いじめの重大事態については、県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）」により適切に対応する。重大事態が発生した場合は、いじめを受けた生徒、保護者及び関係した生徒の心のケアに努めるとともに、専門的知識を有する外部人材を活用して事実関係などを調査し、再発防止に努める。

### (1) いじめの重大事態とは

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 囲みの部分はいじめ防止対策推進法の条文である。

- ①第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目し、例えば、次のようなケースが想定される。
  - i) 生徒が自殺を企図した場合
  - ii) 身体に重大な傷害を負った場合
  - iii) 金品等に重大な被害を被った場合
  - iv) 精神性の疾患を発症した場合
- ②第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

### (2) 重大事態の調査

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会を經由して知事に報告する。その後、県教育委員会の判断に従い、学校が調査の主体となる場合と県教育委員会が調査の主体となる場合に分けて重大事態に係る調査を行う。

#### ①学校が調査の主体となる場合

調査の迅速化を図るため、いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。その際、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の、

当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を加え、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

② 県教育委員会が調査の主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に十分な結果が得られないと判断したときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるとき県教育委員会が調査の主体となる。その際、学校は県教育委員会が設置された重大事態調査のための組織に協力する。

③ 調査の在り方

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

重大事態の調査により明らかになった事実関係が、学校の設置者及び学校にとってたとえ不都合なことであったとしても、関係者で情報を共有し、隠さずに事実と向き合い、再発防止に努める。

### （3）調査結果の提供及び報告

① 関係者の個人情報に十分な配慮が必要だが、個人情報の保護を楯に説明を怠ってはならない。

② アンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合もあることから、調査に先立ち、その旨を在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

③ 調査結果については、速やかに県教育委員会を經由して知事に報告する。

## 9 評価

### （1）学校評価への位置づけ

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（カッコ内省略）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

※ 囲みの部分は青森県いじめ防止基本方針（H29.10）3 学校が実施 すべき取組－（1）－②－v）からの引用である。

### （2）いじめに関する評価項目について

本校においては、以下の項目によって評価を行う。

① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

i) 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめ防止委員会、いじめ対策委員会の存在が周知されている。

ii) 相談窓口の設置や相談の流れ等、相談体制が整備されている。

iii) 年間を通して、いじめ防止の取組が実施されている。

② 早期発見・事案対処の手立て

i) 定期的または必要に応じたアンケートを実施している。

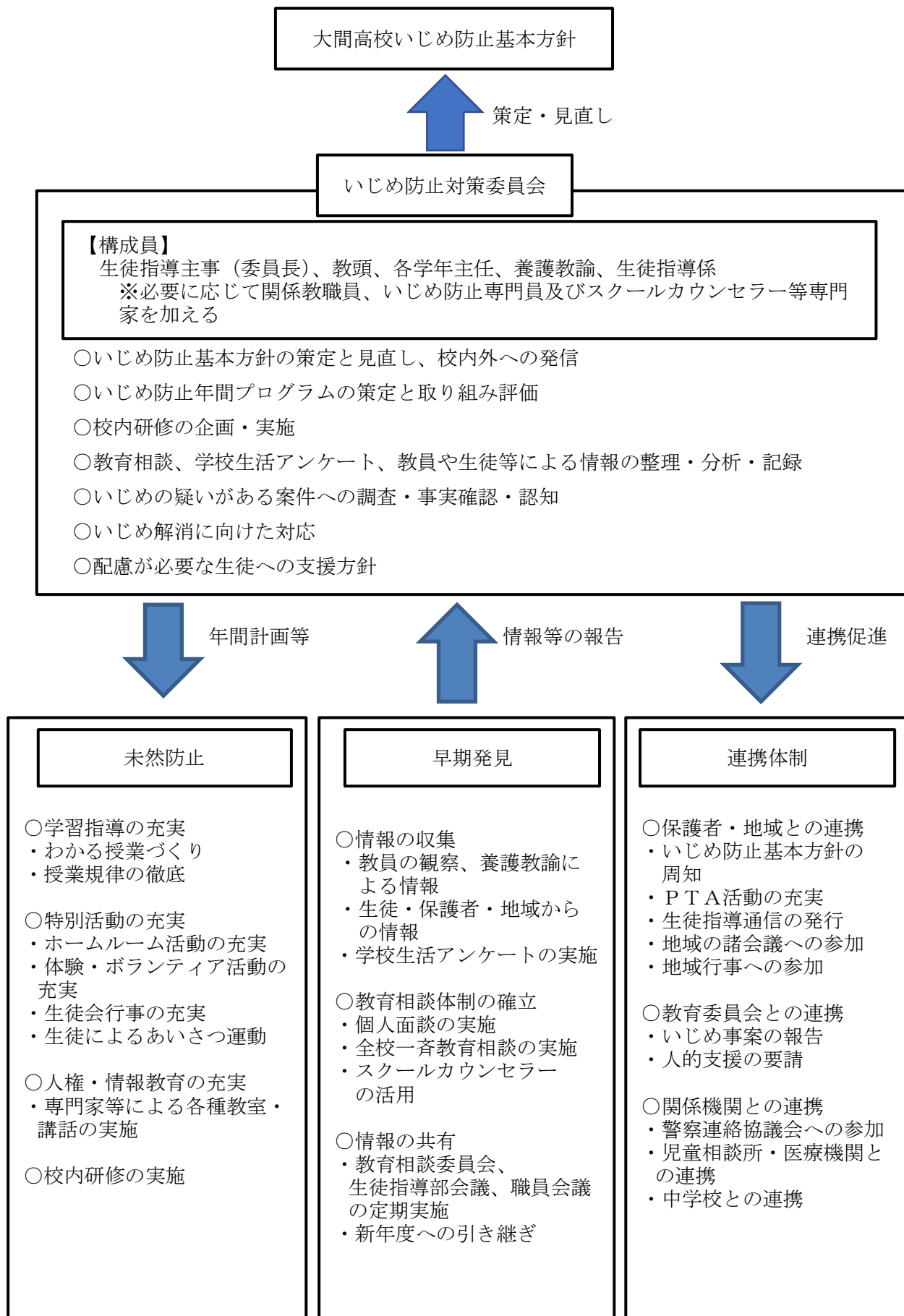
ii) 個人面談や保護者面談を実施している。

iii) いじめ事案の対処が適切に行われている。

③ 教員の資質向上

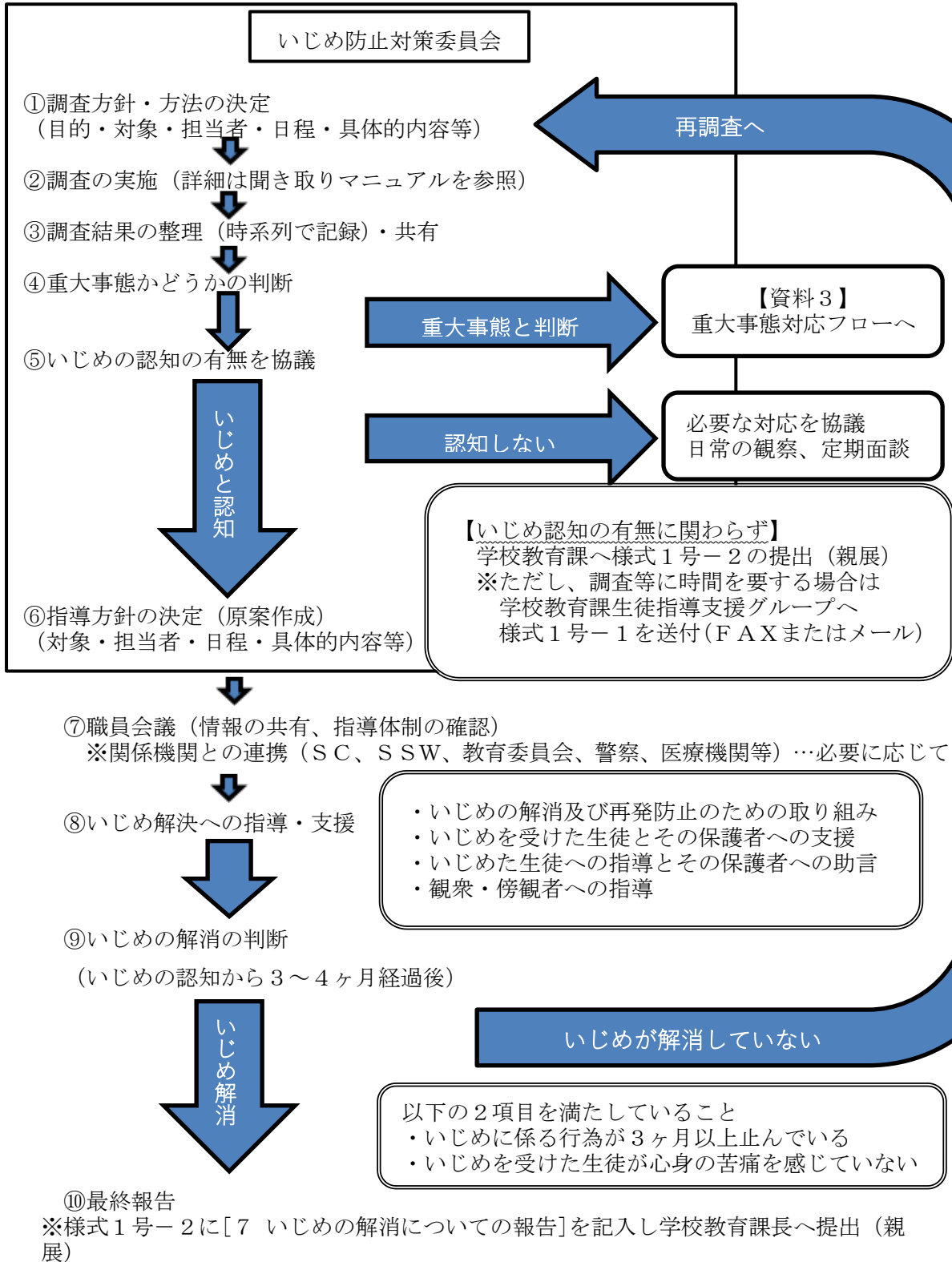
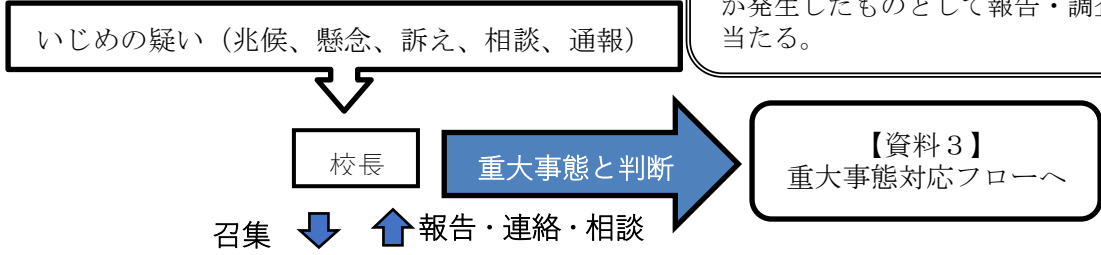
いじめに関する校内外研修を複数回実施している。

【資料1】 校内体制



【資料2】いじめへの組織対応（重大事態以外）

生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申し立てがあった時は、学校の判断に関わらず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。



※解消するまで定期的に学校教育課に状況報告 (文書またはTEL)

【資料3】重大事態対応フロー

重大事態の発生

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（生徒が自殺を企図した場合等）
  - ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

- ・県教育委員会へ第一報（電話）
  - ※いじめの被害生徒が登校せず、今後、欠席が30日以上重大事態として対応しなければならなくなるのが想定される場合は、様式1号-1を学校教育課生徒指導支援Gに送付（FAX又はメール）
- ・県教育委員会教育長へ様式2号を提出（親展）

学校の設置者（教育委員会）が調査の主体を判断

◆学校が調査の主体となった場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる

○学校の下に「いじめ防止対策委員会」を設置

- ・専門的知識・経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。

○いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・事実関係を可能な限り幅広い範囲・分野にわたって明確にする。客観的な事実関係を速やかに調査。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。
- ・これまでに学校で調査している内容については、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。
- ・アンケート調査の結果は、いじめられた生徒やその保護者に提供する場合がある旨を、調査対象者に説明する。

○いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮するが、それを楯に説明を怠らない。

○調査結果を学校の設置者に報告

- ・県教育委員会教育長へ様式3号を提出（親展）

○調査結果を踏まえた必要な措置

◆学校の設置者が調査の主体となった場合

○設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

【資料4】大間高校いじめ防止プログラム

時期	実施内容	場面	対象	主管
4	「いじめ防止基本方針」の共通理解	職員会議	教職員	校長・生徒指導部
	第1回いじめ防止対策委員会	特別委員会	特別委員	生徒指導部
	生徒指導講話	全校集会	生徒	生徒指導部
	「いじめ防止基本方針」の周知	ホームページ	保護者等	生徒指導部
	HR活動 新生活に向けて（HR開き） →ホールムームの人間関係作り	授業	生徒	担任
	HR活動 新生活に向けて（HR組織会） →ホームルーム組織・ルール作り	授業	生徒	担任
	HR活動 他者との関わり方を考える →人間関係やいじめ防止について議論	授業	生徒	生徒指導部・担任
6	第1回アセス（学級全体と児童生徒等個人のアセスメントソフト）実施	ウェブ	生徒	生徒指導部
7	第2回いじめ防止対策委員会	特別委員会	特別委員	生徒指導部
	いじめ防止に関する標語展示	文化祭	生徒	国語科
8	第1回全校一斉教育相談	昼休み 放課後等	生徒	生徒指導部
	HR活動 SOSの出し方教室	授業	生徒	生徒指導部
9	第3回いじめ防止対策委員会	特別委員会	特別委員	生徒指導部
	HR活動 情報モラル教室	授業	生徒	生徒指導部・担任
10	第2回アセス（学級全体と児童生徒等個人のアセスメントソフト）実施	ウェブ	生徒	生徒指導部
1	第2回全校一斉教育相談	昼休み 放課後等	生徒	生徒指導部
2	第3回アセス（学級全体と児童生徒等個人のアセスメントソフト）実施	ウェブ	生徒	生徒指導部
	第4回いじめ防止対策委員会	特別委員会	特別委員	生徒指導部
	いじめ防止に関わる校内研修	校内研修	教職員	教務部・生徒指導部
毎月	学校生活アンケート （全校一斉教育相談実施月8月、1月除く）	ウェブ	生徒	生徒指導部
通年	校内巡回・生徒観察	登校時 昼休み	生徒	教職員
随時	保護者や関係機関との連携		教職員	
	教育相談		生徒・保護者	

## 【資料5】 いじめ早期発見のチェックリスト

### 1 いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがある
- 班にすると机と机の間に隙間ができる
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せ付けぬ雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

### 2 いじめられている生徒

#### (1) 日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし話す時不安な表情をする
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- とときどき涙ぐんでいる
- 発言を強要され突然個人名が出される
- 常に周囲の行動を気にし目立たないようにする  
なくなる
- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く元気がなく表情が暗い
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴え  
保健室へ行きたがる
- 周囲が何となくざわついている
- 忘れ物が多くなったり提出期限が守れ  
ない
- 悪口を言われても言い返さず  
愛想笑いをする

#### (2) 授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり周囲がざわつく
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し忘れ物が増える
- 決められた座席と違う場所に座っている
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする
- 一人でいることが多い
- 教室にいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 友人とふざけているが表情がさえない

#### (3) 昼食時

- 好きなものを他の生徒にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 弁当を一人で食べる人が多い
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 笑顔がなく、黙って食べている

#### (4) 清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨てをしている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 一人で離れて掃除をしている
- 掃除をサボることが多くなる

#### (5) その他

- 持ち物や机に落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- 必要以上のお金を持ち、友達におごる
- ケガの状況と本人が言う理由が一致しない
- トイレなどに中傷する落書きが書かれる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休みがちになり辞めると言い出す
- 顔や手足に擦り傷やあざがある
- ボタンが取れたりポケットが破れている

### 3 いじめられている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 教師が近づくと、急に仲の良いふりをする
- 悪者扱いされていると思えば乱暴になる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し他の生徒に  
裏で指示を出す
- 友達との会話に差別意識が見られる
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- 教師が近づくと集団が不自然に分散する

令和5年4月 改正

【資料6】 いじめ重大事態に関わるチェックリスト

**【チェックリスト①】 いじめ重大事態に対する平時からの備え**

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

**【チェックリスト②】 重大事態発生時の対応**

● 重大事態の発生報告

チェックポイント		チェック	日付
<b>【公立学校】 重大事態の発生報告</b>			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長		<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	

● 重大事態発生時の初動対応

◆ 資料の収集・保存

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		<input type="checkbox"/>	
資料例	学校が定期的実施しているアンケート	<input type="checkbox"/>	
	教育相談の記録	<input type="checkbox"/>	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	<input type="checkbox"/>	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		<input type="checkbox"/>	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。		<input type="checkbox"/>	

◆ 報道等への対応（p19参照）

チェックポイント		チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。		<input type="checkbox"/>	

**【チェックリスト③】 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明**

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	<input type="checkbox"/>	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の録音の有無を確認した。	<input type="checkbox"/>	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	<input type="checkbox"/>	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

**【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】**

チェックポイント	チェック
<b>①重大事態の別・根拠</b>	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	<input type="checkbox"/>
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するののかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態として認めた時期について説明した。	<input type="checkbox"/>
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>②調査の目的</b>	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>③調査組織の構成に関する意向の確認</b>	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>④調査事項の確認</b>	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	<input type="checkbox"/>
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	<input type="checkbox"/>

⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	<input type="checkbox"/>
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	<input type="checkbox"/>
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

説明日：

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	<input type="checkbox"/>
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明	<input type="checkbox"/>

した。	
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>⑥調査結果の提供</b>	
法第28条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>⑦調査終了後の対応</b>	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項

チェックポイント	チェック	日付
<b>重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合</b>		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	<input type="checkbox"/>	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
<b>自殺事案の場合</b>		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	<input type="checkbox"/>	
<b>対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合</b>		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	<input type="checkbox"/>	
<b>対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合</b>		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができていない教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	<input type="checkbox"/>	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	<input type="checkbox"/>
調査に関する意見を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合</b>	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合</b>	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	<input type="checkbox"/>

## 【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

### ●調査の進め方についての事前検討

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		<input type="checkbox"/>	
確認 ・ 検討 事項	調査の目的・趣旨	<input type="checkbox"/>	/
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	<input type="checkbox"/>	
	調査方法やスケジュール	<input type="checkbox"/>	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	<input type="checkbox"/>	
	調査結果の公表の有無、在り方	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。		<input type="checkbox"/>	

### ●調査の実施

#### ◆調査全体の流れ

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		<input type="checkbox"/>	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。		<input type="checkbox"/>	
確認 した 事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	<input type="checkbox"/>	/
	学校いじめ防止基本方針	<input type="checkbox"/>	
	年間の指導計画	<input type="checkbox"/>	
	学校に設置される各委員会の議事録	<input type="checkbox"/>	
	過去のアンケート、面談記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		<input type="checkbox"/>	
実 施 し た 事 項	教職員からの聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	<input type="checkbox"/>	
	学校以外の関係機関への聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
事実関係を整理した。		<input type="checkbox"/>	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		<input type="checkbox"/>	
報告書の作成、取りまとめをした。		<input type="checkbox"/>	

説明日：

#### ◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	<input type="checkbox"/>

法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	<input type="checkbox"/>

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	<input type="checkbox"/>

**【チェックリスト⑤】 調査結果の説明・公表**

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

説明日：

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	<input type="checkbox"/>
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	<input type="checkbox"/>

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

説明日：

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	<input type="checkbox"/>
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	<input type="checkbox"/>

●地方公共団体の長等への報告及び公表

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	<input type="checkbox"/>	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	<input type="checkbox"/>	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	<input type="checkbox"/>	